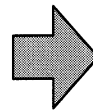


未利用地等の管理および駐車場の管理運営
(駐車場として管理運営しているものを含む未利用地等について)

現況および大阪市未利用地活用方針と活用方策

現況および大阪市未利用地活用方針					
面積および区分			現況	件数	
大阪市未利用地 活用方針対象	100 ㎡ 以上	処分検討地 (中期処分)	駐車場	25	26
			空地	1	
		事業 予定地	駐車場	7	13
			空地	6	
		継続保有地	グラウンド	2	
上記対象外	100㎡未満の 未利用地		駐車場	1	2
			空地	1	
	生江青少年会館付設プール下駐車場			1	
合計				44	



活 用 方 策			
区 分		件 数	
駐車場 暫定利用	③	5	
売却	①	20	21
		1	
事業化 または 売却	②	13	15
		2	
売却	①	2	
駐車場 暫定利用	③	1	
合 計		44	

※平成22年4月1日現在（予定）

活用方策に基づく対応

【① 売却（23件）】

- ・土地の売却に向けて、隣地との境界確定など商品化の業務を進め、「大阪市未利用地活用方針」に基づき、原則として平成23年3月までの売却（中期処分）を目指す。
- ・なお、人権協会への駐車場等としての土地の管理委託は、売却の手続きに支障のない時期までとする。

【② 事業化または売却（15件）】

- ・人権協会への駐車場等としての土地の管理委託は平成22年度末までとする。
- ・平成23年度からは事業化または売却のための手続きを進める。

【③ 駐車場暫定利用（6件）】

- ・土地について公図整理等が必要で商品化に時間を要するものであることから、商品化の目途が立つまでは駐車場として暫定利用を行ない有効活用を図る。
- ・ただし、人権協会への駐車場としての土地の管理委託は平成22年度末までとする。
- ・平成23年度からの駐車場の事業者は、平成22年度中に実施する土地の一時貸付けの一般競争入札により選定する。